

令和7年度

公共用水域及び地下水の  
水質の測定に関する計画書(案)

宮城県環境生活部

# 令和7年度公共用水域の水質の測定に関する計画

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法に基づき、「公共用水域の常時監視」を行うために、関係機関と協議の上、宮城県知事(以下「知事」という。)が作成したものである。

## 2 計画の内容

計画に基づき実施される測定の、地点・採水部位・項目・回数(頻度)・期間(時期)等については、別表のとおりとする。

## 3 測定方法

検体の測定方法(分析方法)は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号)、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)、「上水試験方法」、「工場排水試験方法(JISK0102)」等の公定法によるものとする。

## 4 測定結果の送付

各測定機関の長は、測定終了後その測定結果を、翌年度4月末までに知事に送付するものとする。

## 5 測定結果の公表

知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定により公表するものとする。

## 【参考】

### ○ 令和7年度 公共用水域の水質測定計画総括表

水 域 種 别		河 川	湖 沼	海 域	合 計
水 域 数	測定水域	74	37	24	135
	類型指定水域	59	12	24	95
測 定 地点数	環境基準点	69	12	47	128
	補助測定点	53	2	59	114
	その他の地点	20	25	0	45
	計	142	39	106	287
総検体数(延回数)		1,634	404	1,118	3,156

### ○ 令和7年度 測定機関等別公共用水域の水質測定計画

測 定 機 関 ・ 分 析 機 関	河 川			湖 沼			海 域			合 計		
	測定水域数	測定地点数	測定検体数									
東北地方整備局・東北技術事務所	14	27	324	3	3	108				17	30	432
県環境対策課	45	65	678	28	30	224	23	61	578	96	156	1,480
県水産技術総合センター							3	12	186	3	12	186
仙 台 市	20	43	568	6	6	72	4	26	312	30	75	952
気 仙 沼 市							2	4	24	2	4	24
名 取 市	1	2	12				1	3	18	2	5	30
多 賀 城 市	1	1	12							1	1	12
岩 沼 市	2	4	40							2	4	40
合 計	83	142	1,634	37	39	404	33	106	1,118	153	287	3,156

※ 同じ水域を複数機関で測定しているため、総括表の「測定水域数」と一致しない。

### ○ 令和7年度 測定機関等別公共用水域の水質測定計画(測定地点数内訳)

測 定 機 関 ・ 分 析 機 関	河 川			湖 沼			海 域			合 計			総 計
	環境基準点	補助測定点	その他地点										
東北地方整備局・東北技術事務所	17	10	3							20	10		30
県環境対策課	43	15	7	7	2	21	43	18		93	35	28	156
県水産技術総合センター								12				12	
仙 台 市	9	22	12	2		4	4	22		15	44	16	75
気 仙 沼 市								4			4		4
名 取 市			2					3			5		5
多 賀 城 市			1								1		1
岩 沼 市			3	1							3	1	4
合 計	69	53	20	12	2	25	47	59	0	128	114	45	287

## 生活環境項目、その他の項目の分析方法<sup>※4</sup>

項目	略記	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※1 (mL)	測定方法
水素イオン濃度	pH	-	50	日本産業規格(以下「JIS」という。)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
溶存酸素濃度	DO	0.5	100	JISK0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量	BOD	0.5	200	JISK0102の21に定める方法
化学的酸素要求量(アルカリ性法)	COD	0.5	50	環境庁告示第59号 別表22ア 備考2に掲げる方法(※3)
化学的酸素要求量(酸性法)	COD	0.5	100	JISK0102の17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
浮遊物質量	SS	1	1000	環境庁告示第59号付表9に掲げる方法
大腸菌数	CFU	1	100	環境庁告示第59号付表10に掲げる方法
ふん便性大腸菌群数	MFC	2個/100mL	50	環境省通知法
n-ヘキサン抽出物質	油分等	0.5	4000	環境庁告示第59号付表14に掲げる方法
アンモニア性窒素	NH <sub>4</sub> -N	0.05	200	JISK0102の42.2又は42.6に定める方法
全窒素	T-N	0.05	50	JISK0102の45.2、45.3、45.4又は45.6 (JISK0102の45の備考3を除く。)に定める方法(※2)
リン酸態リン	PO <sub>4</sub> -P	0.005	20	JISK0102の46.1に定める方法
全リン	T-P	0.003	50	JISK0102の46.3 (JISK0102の46の備考9を除く。)に定める方法
全亜鉛	T-Zn	0.001	50	JISK0102の53に定める方法
ノニルフェノール		0.00006	500	環境庁告示第59号付表11に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	LAS	0.0006	500	環境庁告示第59号付表12に掲げる方法
トリハロメタン生成能	THM	0.0004 0.001	2000 200	上水試験方法に定める方法 環境省通知法に掲げる方法
塩化物イオン	Cl <sup>-</sup>	2	100	JISK0102の35に定める方法又は上水試験方法に定める方法
硫酸イオン	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	5	100	JISK0102の41に定める方法
陰イオン界面活性剤	MBAS	0.05	100	JISK0102の30.1に定める方法
クロロフィル-a	Chl-a	0.001 0.002	2000 1000	海洋観測指針・螢光光度法に掲げる方法又は海洋観測指針・吸光光度法に掲げる方法 上水試験方法に定める方法
全有機炭素	TOC	0.5	100	JISK0102の22.1又は22.2に定める方法
色度	色	1度	50	上水試験方法に定める方法

※1 参考値。

※2 気仙沼市実施分にあたっては排水基準の分析法によるもの。

※3 水産技術総合センター、気仙沼市担当地点、仙台市担当の仙台港(乙)地点及びB類型のノリ養殖を行っている西浜、馬放島西、御殿崎一で採用。

※4 「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準、排水基準等に係る告示」の改正等に伴い、変更となる可能性がある。

## 健康項目の分析方法<sup>※2</sup>

項目	略記	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※1 (mL)	測定方法	環境基準
カドミウム	Cd	0.001	100 又は50	日本産業規格(以下「JIS」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.003mg/L以下
全シアン	CN	0.1	50	JISK0102の38.1.2( JISK0102 の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、JISK0102の38.1.2及び38.3に定める方法、JISK0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	検出されないこと
鉛	Pb	0.005	100 又は50	JISK0102の54に定める方法	0.01mg/mL以下
六価クロム	Cr <sup>6+</sup>	0.01	50	JISK0102の65.2( JISK0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 JISK0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 JISK0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 ( JISK0102 の 65. の備考11のb) による場合に限る。試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するよう六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 JISK0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、JISK0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。	0.02mg/L以下
砒素	As	0.005	50	JISK0102の61.2、61.3 又は61.4に定める方法	0.01mg/L以下
総水銀	T-Hg	0.0005	200	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	R-Hg	0.0005	200	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	検出されないこと
PCB	PCB	0.0005	1000	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	検出されないこと
ジクロロメタン	有機塩素	0.002	10	JISK0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.02mg/L以下
四塩化炭素	" (CCl <sub>4</sub> )	0.0002	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	有機塩素	0.0004	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2に定める方法	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	有機塩素	0.002	10	JISK0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	有機塩素	0.004	10	JISK0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	" (MC)	0.0005	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	有機塩素	0.0006	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	" (TCE)	0.001	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	" (PCE)	0.0005	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	農薬 (D-D)	0.0002	10	JISK0125の5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法	0.002mg/L以下
チウラム	農薬	0.0006	1000 又は500	環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	0.006mg/L以下
シマジン	農薬	0.0003	1000 又は200	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.003mg/L以下
チオペンカルブ	農薬	0.001	1000 又は200	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.02mg/L以下
ベンゼン	C <sub>6</sub> H <sub>6</sub>	0.001	10	JISK0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.01mg/L以下
セレン	Se	0.002	25	JISK0102の67.2、67.3 又は67.4に定める方法	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	NO <sub>2+3</sub> -N	0.015			10mg/L以下
硝酸性窒素	NO <sub>3</sub> -N	0.01	50	JISK0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、海洋観測指針に定める方法	
亜硝酸性窒素	NO <sub>2</sub> -N	0.005	50	JISK0102の43.1に定める方法及び海洋観測指針に定める方法	
ふつ素	F	0.08	50	JISK0102の34.1( JISK0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試葉溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JISK0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJISK0102の34.1.1c)(注(2)第三文及びJISK0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	0.8mg/L以下
ほう素	B	0.02	50	JISK0102の47.1、47.3 又は47.4に定める方法	1mg/L以下
1,4-ジオキサン		0.005	10	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法	0.05mg/L以下

※1 参考値

※2 「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準、排水基準等に係る告示」の改正等に伴い、変更となる可能性がある。

## 要監視項目の分析方法※2

項目	略記	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※1 (mL)	測定方法	指針値
クロロホルム		0.006	250	日本産業規格(以下「JIS」という。)K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06mg/L以下
トランスター,2-ジクロロエチレン		0.004	250	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン		0.006	250	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン		0.02	250	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.2mg/L以下
イソキサチオン		0.0008	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
ダイアジノン		0.0005	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	MEP	0.0003	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003mg/L以下
イソプロチオラン		0.004	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.04mg/L以下
オキシン銅(有機銅)		0.004	1000	環水規第121号付表2に掲げる方法	0.04mg/L以下
クロロタロニル	TPN	0.005	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.05mg/L以下
プロピザミド		0.0008	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
EPN	EPN	0.001	100	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.006mg/L以下
ジクロルボス	DDVP	0.0008	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	BPMC	0.003	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.03mg/L以下
イプロベンホス	IBP	0.0008	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	CNP	0.0001	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	-
トルエン		0.06	250	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.6mg/L以下
キシレン		0.04	250	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル		0.006	40	環水規第121号付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06mg/L以下
ニッケル		0.001	200	JISK0102の59.3に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	-
モリブデン		0.007	200	JISK0102の68.2に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.07mg/L以下
アンチモン		0.002	100	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー		0.0002	50	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について)付表1に掲げる方法	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン		0.00004	50	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について)付表2に掲げる方法	0.0004mg/L以下
全マンガン		0.02	200	JISK0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.2mg/L以下
ウラン		0.0002	1000	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		0.0000003	1000	令和2年5月環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	0.00005mg/L以下(暫定)

※1 参考値

※2 「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準、排水基準等に係る告示」の改正等に伴い、変更となる可能性がある。

R7 河川①

測定機関: 東北地方整備局

測定機関:宮城県(環境対策課)

R7 河川①

測定機関: 東北地方整備局

測定機関：宮城県（環境対策課）

R7河川②

水域名	河川名	測定地点名	水 域 番 号	活 境 環 境 の 保 全 金	類 型 生 物 の 保 全 金	環 境 基 準 点	探 水 頻 度 流 量	生 活 環 境 項 目 水 素 イ オ ン 濃 度 pH	健 康 項												
									水 生 物 の 保 全 基 準						水 生 物 の 保 全 基 準						
									測 定 月	延 日	回 数	全 数	全 数	全 数	全 数	全 数	全 数	全 数	全 数	全 数	
BOD 基準値 (mg/L)	生 物 化 学 的 素 要 求 量	溶 存 酸 素 濃 度	浮 游 物 質	大 腸 菌	全 菌	窒 素	鉛 鉻	力 ド ミ ア ウ	全 シ 鉛 口	六 価 鉻 口	砒 砒 口	總 水	アル キ ル 水	ジ ク 口	四 塩 化 炭 素	エ ニ タ ジ ク ロ	エ シ ス チ ー	エ ニ タ ジ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ
BOD 基準値 (mg/L)	生 物 化 学 的 素 要 求 量	溶 存 酸 素 濃 度	浮 游 物 質	大 腸 菌	全 菌	窒 素	鉛 鉻	力 ド ミ ア ウ	全 シ 鉛 口	六 価 鉻 口	砒 砒 口	總 水	アル キ ル 水	ジ ク 口	四 塩 化 炭 素	エ ニ タ ジ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	
BOD 基準値 (mg/L)	生 物 化 学 的 素 要 求 量	溶 存 酸 素 濃 度	浮 游 物 質	大 腸 菌	全 菌	窒 素	鉛 鉻	力 ド ミ ア ウ	全 シ 鉛 口	六 価 鉻 口	砒 砒 口	總 水	アル キ ル 水	ジ ク 口	四 塩 化 炭 素	エ ニ タ ジ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	エ ニ タ リ ク ロ	

測定機関:仙台市

測定機関:名取市

測定機関:多賀城市

測定機関: 岩沼市

計		142						1574	1634	1276	1634	1634	750	1634	1634
---	--	-----	--	--	--	--	--	------	------	------	------	------	-----	------	------

R7 河川②

測定機関:仙台市

測定機関:名取市

6  
6  
30 熊野堂  
30 箱塚橋

測定機関:多賀城市

宝橋 二又水門

R7 湖沼

測定機関: 東北地方整備局

測定機関・東北地方正備局																													
鳴子ダム	ダムサイト	503-01	AA	1		A	○	4~3	12	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	4	4	3	3	3	3	6	6	3	
釜房ダム	ダムサイト	505-01	AA	1	II	A	○	4~3	12	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	12	4	4	1	2	2	2	1	1	
七ヶ宿ダム	ダムサイト	512-01	A	3	II	A	○	4~3	12	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	12	4	4	2	2	2	2	2	2	
計		3							36	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	60	12	12	6	7	7	7	10	9	2

測定機関:宮城県(環境対策課)

測定機関:仙台市

計	39					332	404	168	404	404	404	404	314	404	404	216	162	168	31	32	32	32	35	31	8	17
---	----	--	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	---	----

## R7湖沼

康 項 目																				要監視項目	その他の項目						測定地点名 (湖沼名)	計
ジ ク 四 塩 口 化 メ タ ン	エ ー ニ ー タ ジ ク ロ メ タ ン	エ ー ニ ー タ ジ ク ロ メ タ ン	エ ー ニ ー タ ジ ク ロ メ タ ン	エ ー ニ ー タ ジ ク ロ メ タ ン	エ ー ニ ー タ ジ ク ロ メ タ ン	エ ー ニ ー タ ジ ク ロ メ タ ン	フ ー ト ロ ミ ー ジ ベ ク ロ ン ム	チ ラ ー ジ カ ル ブ	シ マ ジ ン カ ル ン	チ オ ベ ン ジ カ ル ン	ベ ン ジ ゼ ブ	セ レ ン ジ ン	ふ レ 素 F	ほ う 素 B	硝 酸 ・ 垂 硝 酸 性 窒 素	一 四 ジ オ キ サ ン	E	P	N	トリハ ロメ タン生 成能	塩 化 物 イ オ ン Cl <sup>-</sup>	ア ン モ ニ ア 性 窒 素 NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	リ ン 酸 イ オ ン PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup>	硫 酸 イ オ ン SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剂 MBAS	ク ロ ロ フ イ ル a	全 有 機 炭 素 TOC	

測定機関: 東北地方整備局

3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	6	6	6	18	6		18	18	18	36	530	鳴子ダム	ダムサイト		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	2	2	36	2		4	36	36		36	490	釜房ダム	ダムサイト			
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		4	12	36	36	12	12	36	510	七ヶ宿ダム	ダムサイト
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	6	7	6	6	10	10	56	10	0	8	30	90	72	30	12	108	0	1,530	計	3

測定機関: 宮城県

																2	2	12	2	1	12	12	12		12	199	栗駒ダム	ダムサイト	
																2	2	12	2	1	4	12	12	12		12	199	花山ダム	ダムサイト
																2	2	12	2	1	4	12	12	12		12	203	漆沢ダム	ダムサイト
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	12	2	1	4	12	12	12	3	222	樽水ダム	ダムサイト
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	12	2	1	12	12	12	3	12	220	伊豆沼	伊豆沼出口
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	12	2	1	12	12	12	3	12	182		
																			6	1	6	6	6	3	6	86	内沼出口		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	12	2	1	12	12	12	3	12	220	長沼	沼出口
																			3		3	3	3	6	63	南川ダム	ダムサイト		
																			2		12	12	12	12	12	199	化女沼	沼出口	
																			3		3	3	3	6	71	馬牛沼	沼出口		
																			2		12	12	12	12	12	71	加瀬沼	沼出口	
																			2		12	12	12	12	12	26	魚取沼	沼出口	
																			3		3	3	3	6	71	川原子ダム	ダムサイト		
																			2		12	12	12	12	12	71	内町ため池	池出口	
																			3		3	3	3	6	71	阿川沼	沼中央		
																			3		3	3	3	6	63	嘉太神ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	牛野ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	孫沢ため池	池出口		
																			3		3	3	3	6	63	長沼(小野田)	沼出口		
																			3		3	3	3	6	63	宿の沢ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	平筒沼	沼出口		
																			3		3	3	3	6	63	富士沼	沼中央		
																			3		3	3	3	6	63	荒砥沢ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	宮床ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	小田ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	上大沢ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	惣の関ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	岩堂沢ダム	ダムサイト		
																			3		3	3	3	6	63	二ツ石ダム	ダムサイト		
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	12	12	320	大倉ダム	ダムサイト		
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	12	12	320	七北田ダム	ダムサイト		
																			12	12	12	12	12	12	204	丸田沢ため池	池出口		
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	12	12	324	青下ダム	ダムサイト		
																			12	12	12	12	12	12	204	月山池	池出口		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	204	大沼	池出口		
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	計	6		

測定機関: 仙台市

22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	23	22	23	22	22	38	38	292	46	21	20	266	326	308	30	99	404	36	6,162	計	39
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	-----	----	-------	---	----

## R7海域①

水 域 名	測定地点名	水 域 番 号	類 型	環 境	採 水 頻 度			採 水 部 位	生 活 環 境 項 目										健 康 項													
					生 墓	活 素	境 基		水	化 学 的	溶 存	浮 遊	油	大 腸	全 菌	全 金	ノ ニ	メ ン	ジ ブ	全 価	六 硫	總 鈷	アル	四 塩	エ	エ	ト リ	イ テ	ブ			
					COD	基 準	環 境		定 日	延 数	延	度	pH	酸 素	酸 素	質 量	分	菌	藻	シ	鉛	鉛	水	口	口	化 炭	シス	一	ク ロ	ト ラ	ト ロ	

測定機関:宮城県(環境対策課)

気仙沼湾(乙)	神明崎沖	605-02	B	3	III	○	4~3	12	12	表	12	12	12	4	12	12	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	蜂ヶ崎沖	605-01	B	3	III	○	4~3	12	12	表	12	12	12	4	12	12	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	大島北沖	606-01	A	2	II	○	4~3	12	12	表	12	12	12	4	12	12	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
気仙沼湾(丙)	K-2(二つ根)	606-02	A	2	II	○	4~3	12	12	表	12	12	12	4	12	12	12			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	K-3(日向貝)	606-03	A	2	II	○	4~3	12	12	表	12	12	12	4	12	12	12			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	K-1(千岩田)	606-56	A	2	II		4~3	12	12	表	12	12	12	4	12	12	12																			
志津川湾(甲)	魚市場前	621-01	B	3	II	○	5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	荒島沖	622-01	A	2	II	○	5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
志津川湾(乙)	弁天崎沖	622-02	A	2	II	○	5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	10			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	椿島沖	622-58	A	2	II		5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	10																			
	館崎沖	622-59	A	2	II		5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	10																			
鯵川湾(甲)	鯵川港漁港	623-03	B	3	○		5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	鯵川湾(乙)	御番所崎冲	624-01	A	2	○	5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
女川湾(甲)	女川湾(甲)	607-01	C	8	III	○	5~2	10	10	表	10	10	10		10	10	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
女川湾(乙)	小乘浜前	608-01	B	3	III	○	5~2	10	10	表	10	10	10	4	10	10	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	桐ヶ崎	609-01	A	2	II	○	5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	10	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	鳥島沖	609-51	A	2	II		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10																			
石巻(甲-1)	工業港入口	616-01	C	8		○	5~2	10	10	表	10	10	10				10	10	5	5	5															
	工業港沖(K-1)	616-51	C	8			5~2	10	10	表	10	10	10				10	10																		
	工業港(MK-A-3)	616-52	C	8			5~2	10	10	表	10	10	10				10	10																		
石巻(甲-2)	石巻漁港内	617-01	C	8		○	偶数月	6	6	表	6	6	6				6	6																		
	石巻(乙-1)	長浜沖(N-2)	618-01	B	3	○	5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	5	5	5																
	石巻(乙-3)	雲雀野海岸沖H-2	619-01	B	3	○	5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	5	5	5																
	北上河口沖	619-51	B	3	○		偶数月	6	6	表	6	6	6		4	6	6																			
石巻(丙)	万石橋	620-01	A	2	II	○	5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	10	5	5	5															
	万石浦M-6(浦中央)	620-06	A	2	II	○	5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10																			
	鳴瀬沖	620-02	A	2	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	10																		
石巻(丙)	工業港沖-K3	620-03	A	2	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	10																		
	長浜沖N-4	620-04	A	2	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	10																		
	雲雀野海岸沖H-3	620-05	A	2	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	10																		
松島湾(甲)	港橋	601-01	C	8	III	○	4~3	12	12	表	12	12	12				12	12	6	6	6															
	西浜	602-01	B	3	II	○	4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12	6	6	6																
	馬放島西(MK-A-5)	602-51	B	3	II	○	4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12																			
松島湾(丙)	桂島	603-01	A	2	II	○	4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12	12	6	6	6															
	桂島西	603-55	A	2	II		4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12	12																		
	内裡島沖	603-56	A	2	II		4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12	12																		
	松島海岸沖	603-57	A	2	II		4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12	12																		
	蛇島崎西	603-58	A	2	II		4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12	12																		
	蛇島崎東	603-59	A	2	II		4~3	12	12	表	12	12	12		4	12	12	12																		
仙台港(乙)	御殿崎-1	611-03	B	3	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	5	5	5																
仙台港(丙)	菖蒲田前-1	612-01	A	2	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	5	5	5																
	御殿崎-2	612-02	A	2	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	10																		
二の倉(甲)	二の倉前-1	613-01	C	8	○		5~2	10	10	表	10	10	10				10	10	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
二の倉(乙)	二の倉前-2	614-01	B	3	○		5~2	10	10	表	10	10	10		4	10	10	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
二の倉(丙)	二の倉前-3	615-01	A	2	○		5~2	10																												

R7 海域①

目			要監視項目												その他の項目			色 度																	
チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン カ ル ブ	セ ン タ ル ス	ふ つ 一 四 ジ オ キ サ ン	ほ う ・ 硝 酸 ・ 亞 硝 酸 性 室 素 F	一 ・ 四 ジ オ キ サ ン	ク ロ ロ ン ス ロ ー エ チ レ ニ	ジ ト ク ラ ン ジ ー バ ケ ロ ン ン	ブ ー ン ジ ク バ ク ロ ン ン	ペ ー ン キ サ オ ン ン	ペ ー ン キ サ ジ ノ ン	イ ソ キ サ ジ ノ ン	イ ダ イ オ ニ ト ラ ブ	チ フ 、 オ ニ ラ ブ	チ ー オ ニ ラ ブ	ヘ ー オ 有 キ シ ン ン	ク ロ ロ ン ブ ー ン カ ル ン	ク ロ ロ ン ブ ー ン カ ル ン	E P P D N D D B IP CNP	ジ ク ロ ル ボ ル ド ス ブ P TPN MEP	ク ロ ル ベ ン カ ル ン ン ン	ヘ ブ ロ ン ブ ー ン カ ル ン	タ ロ ニ ト ロ ニ ン ン	ビ ロ タ ク ロ ニ ン ン	リ シ ツ ケ モ テ モ シ ル	モ リ ブ ケ モ シ ン	ア ン チ モ モ ナ マ ー	塩 化 ビ ニ ル モ ロ ヒ ド リ ン	エ ビ ク ロ ン ヒ ド リ ン	塩 化 物 イ オ ン セ ゼ ン シ ン ン	アン モ ニア 性 窒 素 N H 4 - M B A S Ch l a s t	便 性 大 腸 菌 群 数 MFC	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤 a n P O N H 4 - M B A S Ch l a s t	測定地点名

測定機関：宮城県（環境対策課）

R7海域②

水 域 名	測定地点名	水 域 番 号	類 型	環 境	採 水 頻 度			採 水 部 位	生 活 環 境 項 目										健 康 項											
					生 活 環 境 の 保 全	基 準	C O D 基 準 値 (m g / L)		水 素	化 学 的 酸 素 要 求 量	溶 存 酸 素 浓 度	浮 游 物 質 量	油 分	大 腸 菌	全 素	全 金	全 ノ ニ ル	ノ ベ ン ゼ ル	力 力	全 価	砒 砷	總 鉛	アルキル	ジ ク ロ メ タ ナ	四 塩 化 炭 素	エ イ ジ レ ク ロ メ タ ナ	エ シ ス ネ ジ レ ク ロ メ タ ナ	エ イ エ ネ ジ レ ク ロ メ タ ナ	ト リ ク ロ メ タ ナ	エ テ ブ ロ メ タ ナ
					地 点 番 号	保 全	及 び		測 定 月	延 日 数	延 回 数	pH	COD	DO	SS	CFU	T-N	T-P	T-Zn	LAS	Cd	CN	Pb	Cr <sup>6+</sup>	As	T-Hg	R-Hg	MC	TCE	PCE

測定機関: 宮城県(水産技術総合センター)

志津川(湾(乙))	S-2(荒砥)	622-52	A	2		奇数月	6	18	表中下	18	18	18																	
	S-3(椿島)	622-53	A	2		奇数月	6	18	表中下	18	18	18																	
	S-4(作根)	622-54	A	2		奇数月	6	18	表中下	18	18	18																	
	S-5(大森漁港前)	622-55	A	2		奇数月	6	18	表中下	18	18	18																	
	S-6(芦ヶ淵漁村)	622-56	A	2		奇数月	6	18	表中下	18	18	18																	
	S-7(鶴ヶ淵漁場)	622-57	A	2		奇数月	6	18	表中下	18	18	18																	
	唐島	622-60	A	2		奇数月	6	18	表中下	18	18	18																	
	籠島前	601-52	C	8		偶数月	6	12	表・下	12	12	12	6																
松島湾(甲)	魚市場前	601-53	C	8		偶数月	6	12	表・下	12	12	12	6																
	磯崎	603-51	A	2		偶数月	6	12	表・下	12	12	12	6																
	浜田	603-52	A	2		偶数月	6	12	表・下	12	12	12	6																
松島湾(丙)	大森島西	603-53	A	2		偶数月	6	12	表・下	12	12	12	6																
	計	12							72	186		186	186	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定機関: 仙台市

仙台港(甲)	内港-4内	610-01	C	8		○	4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	内港-2	610-51	C	8			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	内港-3北	610-52	C	8			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	内港-3中央	610-53	C	8			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	内港-4外	610-54	C	8			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12												
	内港-1	610-55	C	8			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12												
仙台港(乙)	外港-3	611-01	B	3		○	4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	蒲生-3	611-02	B	3			○	4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	外港-1	611-51	B	3			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12												
	蒲生-1	611-52	B	3			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	蒲生-5	611-53	B	3			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12												
仙台港(丙)	荒浜-3	612-03	A	2		○	4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	外港-2	612-51	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	外港-4	612-52	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	荒浜-1	612-53	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	荒浜-2	612-54	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	荒浜-4	612-55	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
その他の地先	蒲生-2	612-56	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	蒲生-4	612-57	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	蒲生-6	612-58	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	井土-1	625-72	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	井土-2	625-73	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	井土-3	625-74	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
計	井土-4	625-75	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	井土-5	625-76	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	井土-6	625-77	A	2			4~3	12	12	表	12	12	12	12	12	12	12	12										
	計	26							312	312		312	312	312	0	312	312	312	76	76	36	36	36	36	36	36	36	

測定機関: 名取市

庄南(増田川河口部)	625-58	A	2		偶数月	6	6	表	6	6	6																	
その他の地先	広浦(中央)	625-59	A	2		偶数月	6	6	表	6	6	6																
	広浦(出口)	625-60	A	2		偶数月	6	6	表	6	6	6																

計	3								18	18		18	18	18	0	0</td
---	---	--	--	--	--	--	--	--	----	----	--	----	----	----	---	-------

R7 海域②

目					要監視項目												その他の項目				色					
チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	オ ベ ジ ン	ベ ン カ ル	ン ブ ン	セ レ ホ レ ン	ふ つ 素 F	ほ う 素 B	硝 酸 一 四 ジ オ キ サ ン	P FO S 及 び P FO A	塩 化 物 イ オ ン	アンモニア性窒素 C N	リン酸態リン PO 4	陰イオン界面活性剤 MBSA Chlor	色												
チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	オ ベ ジ ン	ベ ン カ ル	ン ブ ン	セ レ ホ レ ン	ふ つ 素 F	ほ う 素 B	硝 酸 一 四 ジ オ キ サ ン	P FO S 及 び P FO A	塩 化 物 イ オ ン	アンモニア性窒素 C N	リン酸態リン PO 4	陰イオン界面活性剤 MBSA Chlor													

測定機関:宮城県(水産技術総合センター)

測定機関:仙台市

測定機関・名取市

測定機関: 気仙沼市

56	56	56	56	56	36	36	568	122	18	18	18	18	18	18	18	18	18	50	18	18	18	18	18	18	18	18	18	0	1118	844	532	164	312	28	60	12486	106
----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	------	-----	-----	-----	-----	----	----	-------	-----

# 令和7年度地下水の水質の測定に関する計画

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法に基づき「地下水質の常時監視」を行うために、関係機関と協議の上、宮城県知事（以下「知事」という。）が作成したものである。

## 2 計画の内容

原則として「地下水調査方法」（平成元年9月14日付け環水管第189号）に従い、計画を策定したものである。

計画に基づき実施される調査の種類は、①概況調査（定点方式、ローリング方式）、②汚染井戸周辺地区調査、③継続監視調査、④再度汚染井戸周辺地区調査とし、地点、項目、回数（頻度）及び期間（時期）等については、別表のとおりとする。

## 3 測定方法

検体の測定方法（分析方法）は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日付け環境庁告示第10号）等の公定法によるものとする。

## 4 測定結果の公表

知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定により公表するものとする。

令和7年度地下水の水質の測定に関する計画総括表

調査の種類		概況調査		汚染井戸 周辺地区調査	継続監視 調査	再度汚染井戸 周辺地区調査 ※	合 計
		定点方式	ローリング 方式				
総調査井戸本数		0	24		31	1	56
測定機関 内訳	宮城県	0	9		23	1	33
	仙台市	0	15		8	0	23
総検査項目数 (環境基準項目)		0	672		95	1	768
測定機関 内訳	宮城県	0	252		87	1	340
	仙台市	0	420		8	0	428

※測定井戸で3年以上連続して環境基準を満たしている場合、継続監視調査の終了を検討するに当たり、当該地区の井戸が環境基準以下であることを確認するために実施するもの。

## 測定項目の分析方法※2

項目	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※1 (mL)	測定方法	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0.001	100又は50	日本産業規格（以下「JIS」という。）K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法	0.003以下
全シアン	0.1	50	JISK0102の38.1.2（JISK0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、JISK0102の38.1.2, 38.3に定める方法又はJISK0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法	検出されないこと
鉛	0.005	100又は50	JISK0102の54に定める方法	0.01以下
六価クロム	0.01	50	JISK0102の65.2（JISK0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 JISK0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 JISK0102 の 65.2.3, 65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（JISK0102の65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するよう六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 JISK0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、JISK0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。	0.02以下
砒素	0.005	50	JISK0102の61.2, 61.3又は61.4に定める方法	0.01以下
総水銀	0.0005	200	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005以下
アルキル水銀	0.0005	200	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと
P C B	0.0005	1,000	公共用水域告示付表4に掲げる方法	検出されないこと
ジクロロメタン	0.002	10	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.02以下
四塩化炭素	0.0002	10	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.002以下
クロロエチレン	0.0002	10	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	0.0004	10	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.004以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.002	10	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.1以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.004	10		0.04以下
シス体	0.002	10	シス体にあってはJISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	
トランス体	0.002	10	トランス体にあってはJISK0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005	10	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006	10	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.006以下
トリクロロエチレン	0.001	10	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.0005	10	JISK0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.01以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.0002	10	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.002以下
チウラム	0.0006	1,000又は500	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.006以下
シマジン	0.0003	1,000又は200	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.003以下
チオベンカルブ	0.001	1,000又は200	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.02以下
ベンゼン	0.001	10	JISK0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.01以下
セレン	0.002	10	JISK0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.015			10以下
硝酸性窒素	0.01	50	硝酸性窒素にあってはJISK0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法	
亜硝酸性窒素	0.005	50	亜硝酸性窒素にあってはJISK0102の43.1に定める方法	
ふつ素	0.08	50	JISK0102の34.1（JISK0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml, りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、JISK0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又はJISK0102の34.1.1c)（注(2)第三文及びJISK0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.8以下
ほう素	0.02	50	JISK0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法	1以下
1, 4-ジオキサン	0.005	10	公共用水域告示付表第8に掲げる方法	0.05以下
水素イオン濃度		50	JISK0102の12.1に定める方法	

※1 参考値

※2 「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準、排水基準等に係る告示」の改正等に伴い、変更となる可能性がある。

## 要監視項目の分析方法※2

項目	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※1 (mg/L)	測定方法	指針値 (mg/L)
クロロホルム	0.006	250		0.06以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.006	250	日本産業規格（以下「JIS」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	0.02	250		0.2以下
イソキサチオン	0.0008	1000		0.008以下
ダイアジノン	0.0005	1000	平成5年4月環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005以下
フェニトロチオン(MEP)	0.0003	1000		0.003以下
イソプロチオラン	0.004	1000		0.04以下
オキシン銅(有機銅)	0.004	1000	環水規第121号付表2に掲げる方法	0.04以下
クロロタロニル(TPN)	0.005	1000		0.05以下
プロピザミド	0.0008	1000		0.008以下
EPN	0.001	100		0.006以下
ジクロルボス(DDVP)	0.0008	1000	環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.003	1000		0.03以下
イプロベンホス(IBP)	0.0008	1000		0.008以下
クロルニトロフェン(CNP)	0.001	1000		数値を定めない
トルエン	0.06	250	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.6以下
キシレン	0.04	250		0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	40	環水規第121号付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06以下
ニッケル	0.001	200	JISK0102の59.3に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	数値を定めない
モリブデン	0.007	200	JISK0102の68.2に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.07以下
アンチモン	0.002	100	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.02以下
エピクロロヒドリン	0.00004	50	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表2に掲げる方法	0.0004以下
全マンガン	0.02	200	JISK0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJISによるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	0.2以下
ウラン	0.0002	1000	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.002以下
ペロフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.0000003	1000	令和2年5月環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	0.00005以下 (PFOSとPFOAの合計値) (暫定)

※1 参考値

※2 「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準、排水基準等に係る告示」の改正等に伴い、変更となる可能性がある。

令和7年度 概況調査（ローリング方式）

要監視項目測定地點和7年度概況調査(月別方式)①うち

令和7年度 繼続監視調査

メッシュコードは仙台市についてではなく世界測地系2次メッシュコード(10kmメッシュ)、宮城県(仙台市を除く)については日本測地系2倍メッシュコード(2kmメッシュ)で記載。

令和7年度 再度汚染井戸周辺地区調査